熊谷市公共施設等総合管理計画（案）に対する意見及び市の考え方

1　意見募集期間
令和７年１２月１８日（木曜日）から 令和８年１月２６日（月曜日）まで

2　意見の提出者数及び意見の件数
提出者数　　５名
意見の件数　　２６件

3　意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意 見 の 概 要	市 の 考 え 方
P1・P28～41 第１章 第１節 計画の目的 第２節 本計画の位置付け 第３章 管理等に関する基本的な考え方	本計画が実施されることで、市民の生活や公共サービスが市民にどう影響するのか？具体的にどう変わるのか（利便性向上・不便になる点等）？を、方針ごとに明記すべきである。	本計画は、市が保有する公共施設全体を総合的かつ計画的に管理するための総量適正化や長寿命化に向けた基本的な考え方を定めるものであり、個別の施設における具体的なサービス内容や市民生活への影響については、本計画に基づき策定される「個別施設計画」や各分野の計画等において検討・決定していくこととしております。 そのため、方針ごとに詳細な影響を記載することは困難ですが、個別の施設の統廃合や機能変更を行う際には、市民の皆様への丁寧な説明と合意形成に努めてまいります。
P2 第１章 第３節 計画期間	計画期間 40 年に対する見直し条件が不明確「5 年ごとに見直す」との記載に加え、どのような社会変化・財政状況・人口動向が生じた場合に見直すのか、その判断基準を明示すべきである。	本計画は、長期的な視点に立った基本方針として策定しておりますが、社会情勢の変化や財政状況の変動に柔軟に対応するため、原則として５年ごとに見直しを行うこととしております。 また、定期的な見直しに加え、大規模な災害の発生、人口動態の急激な変化、国の制度改正、あるいは財政状況の著しい変動など、計画の前提条件に大きな影響を与える事象が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを検討してまいります。
P7 第１章 第５節 図表３ 公共施設マネジメントの取組体制	分野別検討会の構成部署が決まっているから検討会の垣根を超えて話し合いが行われない弊害がある。 施設マネジメント課が調整するといっても限界があるのではないか。 たとえば荒川公園周辺再整備計画において、隣接する文化センターは社会教育施設検討会、市民体育館は公園スポーツ施設検討会	まちづくりにおいては、個別の施設更新だけでなく、周辺環境や関連計画との整合性を図る全体最適の視点が不可欠であると認識しております。 特に、「荒川公園周辺再整備」につきましては、P8に記載のとおり、従来の分野別検討会の枠組みを超えた「荒川公園周辺再整備検討会」を設置しております。 この検討会には、スポーツや公園の他に危機管

	で耐久年度は近いのに片方は修繕、もう片方は全く修繕しないというチグハグな対応になっている。構成部署は全くかぶっておらず、南口開発は都市計画課、かわまちづくり計画は河川課というように連携されていない計画は市民の理解を得られない。 もっと全体的な青写真を示してほしい。現在は市民体育館の建て替えを計画していて、個別施設計画では文化センターは除却となっているがその跡地は何になるのか、庁舎が移転したらその跡地は何を考えているのか、その通りにならないかもしれないが、このように公共施設を計画していることを示してほしい。	理、福祉、都市整備、建設など多岐にわたる部署が参画しており、市民体育館の更新だけではなく、近隣の施設、熊谷駅南口開発や「熊谷市荒川かわまちづくり」計画とも連携しながら、エリア全体としての整合性が取れるよう協議を進めております。 また、文化センターや庁舎移転後の跡地利用などの「将来の青写真」につきましては、様々な可能性を検討している段階です。確定した図面をお示しするには至っておりませんが、今後、具体的な整備計画や基本構想を策定するプロセスの中で、パブリックコメントや説明会等を通じて、市民の皆様に目に見える形で将来像をお示しできるよう努めてまいります。
P8 第1章 第5節 図表4 施設マネジメント推進委員会規程	荒川児童館はなくなるのか？児童館は 18 才までの児童の居場所としてもっと活用されるべき場所だと思う。	荒川児童館につきましては、老朽化や耐震性の課題等を踏まえ、建物としての存続は行わず、近隣施設への機能移転・集約を進めているところです。 具体的には、放課後児童クラブ（学童保育）の機能につきましては、桜木小学校内へ移転し、学校から直接移動できる安全な環境を確保しております。 また、自由な遊び場や中高生世代の居場所としての児童館機能につきましては、新設いたします「こども館」等をご活用いただけるよう、機能の継承と周知を図ってまいります。 建物はなくなりますが、子どもたちの安全な居場所や健全育成の機能は、決して縮小させることなくより良い環境で提供できるよう努めてまいります。
P10～27 第2章 公共施設等を取り巻く現状及び課題	財政計画と市民負担の説明が不足している。施設更新・維持に伴う費用について、市民負担（税金・将来負担）との関係を、分かりやすく説明すべきである。	P20「図表 13」及び本文中におきまして、将来にわたる施設の維持管理・更新費用を推計し、将来世代への過度な負担とならないよう、各個別施設計画に基づく取組の必要性を記載しております。 今後は、これらの内容がより市民の皆様に伝わるよう、分かりやすい資料作成に努めてまいります。
P16 第2章 第2節1 公園	公園の面積は法により減らせないから維持管理費を削減すると、市民の憩いの場ではなくなるのでコスト削減に反対します。逆に綺麗に整備して観光資源にすることを提案します。	日常的な維持管理におきましては、地域住民やボランティアの皆様にご協力いただく「公園サポーター制度」の活用を促進し、市民協働による愛着ある公園づくりを進めるとともに、限られた財源の中で最大限の効果を発揮できるよう、効率的かつ効果的な維持管理に努めてまいります。

P26 第2章 第4節3 現状及び課題に関する基本認識	人口減少は現実であることに対して、(2)の長期的には財政収入の減少も想定されることは楽観的すぎる。 今、依存的な財源が確保されていてもそれはいつなくなるかわからないものであり、長期的管理計画では人口減少、税収縮小で考えるべきだと思う。 楽観的に考えて大きな箱物をたくさん建てたら未来の市民が負担を負わなければならなくなる。	人口減少や税収縮小に対するご懸念につきましては、本市としても現状の認識として強く共有しております。 P26では「人口減少の進行」や「財政状況の厳しさ」を重要な課題として掲げ、これらを踏まえた上で本計画を策定しております。 決して将来を楽観視しているわけではなく、不確実な財源に依存することなく、身の丈に合った施設保有量へと転換を図ることで、将来世代に過度な負担を残さないよう努めてまいります。
P27 第2章 第4節3 現状及び課題に関する基本認識	市民生活の基盤である道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設は優先的に整備してほしい。 庁舎も体育館も大切だが、何よりも重点的に早くお金をかけてでも整備するべきことだと思う。	道路や上下水道などのインフラ施設は、市民生活や経済活動を支える根幹であり、その機能を維持・確保することは行政の最優先課題の一つであると認識しております。 本計画では、将来にわたりインフラ施設の維持更新を確実に行うため、第5章第3節「長寿命化対策の推進」等の基本的な考え方を示しております。 また、庁舎や体育館などの建築物につきましても、施設の集約化・複合化等により総量を縮減し、将来の財政負担を軽減することで、結果としてインフラ施設の維持更新に必要な財源を確保できるような視点で計画を策定しております。 なお、具体的な取組は、各分野の計画（道路整備プログラム、水道ビジョン等）に基づき、緊急性や重要度を判断して決定してまいりますので、当該計画をご参照くださいますようお願いいたします。
P28～30 第3章 第2節1 公共施設等の総経費に関する数値目標	総経費の数値目標を「40年間で30.6%削減」と単一の目標値に置くのであれば、人口推計が目標（パターン３）どおりに進まない場合の追加対策の段階表（例：5年ごとの点検でどの指標がどうなったら何を見直すのか） 建設費高騰等で経費削減が難しい場合に、保有量削減へ“しわ寄せ”が行く前に実施する代替策（優先順位・ルール）を本文に追記してください。	本計画は40年間という長期的な視点に立った計画であり、人口動態や社会経済情勢の変化を正確に予測することは困難です。 そのため、「詳細な段階表」や「固定的な代替策のルール」を現時点で設定することは、かえって将来の柔軟な対応を妨げる可能性があると考えております。 本計画では、5年ごとの見直しにおいて数値目標をはじめ、その時点での人口推計や建設費の動向など、あらゆる社会情勢の変化に応じ、その都度必要な改定を行うことを想定しております。仮に人口推計が想定通りに進まない場合や、建設費の高騰等が続く場合には、単に施設保有量の削減のみに頼るの

		ではなく、新技術や民間活力の導入など多様な手法を検討し、数値目標の見直しも含めて適切に対応してまいります。
P31 第3章 第2節2 公共施設等への投資に関する数値目標	将来負担比率を指標に「100%程度」を目標設定し起債（借入）を行うとするなら、少なくとも次を本文に明記してください。 〇市債残高と元利償還費（返済額）の年次見通し（普通会計／公営事業会計の区分も） 〇金利が上がった場合の影響試算（複数ケース） 〇将来負担比率が100%に近づいた場合に発動するブレーキ（事業延期・縮小・優先順位の見直し条件）	「市債残高の年次見通し」や「金利変動の影響試算」につきましては、現時点では個別の事業時期や事業費が確定していない段階であり、40年間にわたる詳細な試算を行うことは困難です。 しかしながら、将来負担比率の目標設定は、財政の健全性を維持するための重要な指標であると認識しております。 そのため、本計画においては詳細な試算は掲載いたしませんが、毎年度の予算編成や中期的な財政計画の中で、市債の発行額や償還バランスを適切に管理し、財政規律の確保に努めてまいります。 なお、本計画の進捗につきましても、各事業の取組状況を注視しながら、5年ごとの見直しの際に、その時点での財政状況や金利動向等を踏まえた検証を行ってまいります。
P31 第3章 第2節2 公共施設等への投資に関する数値目標	改定案の「将来負担比率100%程度」について、現行計画の「0%上限」と比べて、何が変わり、何が変わらないのか（市民サービス・料金・施設更新の優先順位など）を、本文中に比較表（1ページでも可）として追記してください。	「将来負担比率100%程度」という目標設定につきましては、本市の財政状況や将来の資金需要を踏まえ、持続可能な財政運営を確保するための目安として設定したものです。 今回の改定では、将来負担比率の上昇を起因として、市民サービスの水準や料金体系、施設更新の優先順位等に直接的な変更が生じることは考えておりません。 そのため、ご提案のような「現行計画との比較表」の作成は予定しておりませんが、引き続き、健全な財政運営と市民サービスの維持・向上に努めてまいります。
P33 第3章 第3節2 維持管理・更新等の実施方針	立派な建物作ったが整備せず廃墟のような施設が見受けられる。 使えなくなるまで修繕しながら使うのは不合理だという考えで整備されていないのだと思った。 今の時代、壊すのも多額な費用がかかり、限りある資源を大切に使おうという流れの中で、耐久年度までだいぶあっても除却して新しいものを作るのは正しいと思えない。	ご指摘の「整備されず廃墟のような施設」につきましては、具体的な施設名が不明なため詳細な回答は致しかねますが、老朽化した施設につきましても、市民の皆様が安全に利用できるよう、日常的な維持管理や安全確保に努めているところです。 施設の耐用年数と除却の判断についてですが、個別施設計画等に示されている耐用年限は、適切な時期に大規模修繕（長寿命化改修）を行うことを前提とした期間です。ご指摘の3施設（ピピア、さくら

	個別施設計画の社会教育施設編にあるように2055年まで使えるピピア、2057年まで使えるさくらめいと、2065年まで使えるあすねっとを大規模修繕せず2035年から2044年の間に除却するのでしょうか？ せっかく作った建物を10年以上耐久年度を残して壊してしまうのでしょうか？	めいと、あすねっと）につきましては、建設から一定年数が経過しておりますが、大規模な長寿命化改修は実施しておりません。これらを記載された耐用年限まで使用し続けるためには、今後、多額の費用をかけて大規模修繕を行う必要があります。 しかしながら、現状の課題として、本市のホール等の施設数は人口規模に比して過剰な状態にあり、維持管理費の増大が財政を圧迫する要因となっております。そのため、多額の税金を投入してこれらを延命（大規模修繕）させるよりも、機能を他の施設へ移転・集約し、保有量を適正化することが、結果として将来世代の負担軽減につながると判断し、大規模修繕を行わずに機能移転・除却を検討しているところです。
P35 第3章 第3節4 耐震化の実施方針	耐震化・安全対策の優先順位が不明確。 学校・高齢者施設・避難所等について、どの施設をどの順番で耐震化するのか、優先順位と判断基準を明示すべきである。	施設の耐震化につきましては、市民の皆様の安全確保を最優先に考え、計画的に進めております。 優先順位につきましては、P35「耐震化の実施方針」におきまして、「熊谷市建築物耐震改修促進計画」に基づいて行うこととし、特に利用者の多い特定建築物や防災拠点となる施設を重点的に耐震化することとしております。 具体的には、現在耐震基準を満たしていない6施設（商工会館、市民ホール、市民体育館、籠原体育館、妻沼体育館、勤労会館※）について、更新や除却を含めた対応を優先的に進めてまいります。 （※勤労会館は、令和7年度に除却済み。） なお、小中学校などの学校施設につきましては、既に100%の耐震化が完了しており、地震時の指定避難所につきましても、耐震性が確保された施設を指定しておりますので、ご安心ください。 その他の施設につきましても、施設の用途や老朽化の状況等を総合的に勘案し、必要性・緊急性の高いものから順次、安全対策を実施してまいります。
P37 第3章 第3節7 脱炭素化の推進方針	脱炭素化について、炭素削減量やエネルギー削減目標など、数値指標（KPI）を設定すべきである。 例えば、40年計画の中で、5年単位の段階目標を設定する。 1.短期（1年から5年）主要公共施設のLED	公共施設の脱炭素化は、本市においても重要な課題であると認識しております。 CO2排出削減量や再生可能エネルギー導入などの具体的な数値目標につきましては、本市の「環境基本計画」（「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」）等において全庁的な目標を設定しております。

	化率n% 2.中期（5年から15年）再エネ導入施設　n施設以上 3.長期（15年から40年）公共施設由来炭素排出量n%削減	そのため、本計画におきましては、独自の数値目標は設定いたしませんが、施設の総量縮減や長寿命化改修に合わせて、LED化や高効率機器への更新等を推進することで、環境関連計画の目標達成に寄与してまいります。
P39 第3章 第3節10 市民との情報共有の推進方針	市民参加・情報共有の方法が抽象的なので、市民につたわらない。 市民参加について、 1.説明会の開催有無 2.意見提出の具体的手段 3.実施時期・頻度 などを具体的な運用イメージとして明示すべきである。	施設の統廃合や機能移転等を行う際には、市民の皆様への丁寧な説明と合意形成が不可欠であると考えております。 具体的な市民参加の手法は、対象となる施設の特性や事業規模に応じて異なりますが、計画案への意見公募、市民説明会の開催、アンケート調査、ワークショップの開催など、多様な手段を用いてご意見を伺う機会を設けたいと考えております。 また、これらの実施時期や頻度につきましても、各事業の進捗に合わせて、市報やホームページ等で周知を図ってまいります。
P39 第3章 第3節10 市民との情報共有の推進方針	2019年度を最後に6年間も何も行われていないのは何故か？ 2025年度ワークショップやアンケートや説明会など行う予定はあるか？	2019年度以降の取組につきましては、公共施設再編方針の策定段階から、具体的な再編・統合の実行段階へと移行したため、全市民を対象とした一律の説明会等ではなく、再編対象となる施設の利用者や地域住民の皆様、関係団体等への説明や意見聴取、既存審議会での審議など、個別の事業ごとに丁寧な対話を進めてまいりました。 今後の予定につきましても、引き続き各施設の事業進捗に合わせて、関係する皆様への説明会やパブリックコメント（意見公募）等を適切に実施し、市民の皆様のご意見を伺いながら進めてまいります。
P40 第3章 第3節11 PPP/PFIの実施方針	民間資金の活用で経費削減　利益が上がると言われているが、入札で一社しか出ない計画は競争原理が働かないので採算は見込めないのではないかと思う。 長期にわたり損失を税金で補填するリスクのないよう、人口減に見合った計画をお願いします。 小さな字で書かれている参照55にもあるようにPFI発祥の地イギリスでは2019年今後新規のPFIは行わないと発表している。	イギリスにおけるPFI事業の新規組成停止につきましては、契約の硬直性や財政負担の問題等が背景にあるものと認識しており、日本国内の制度運用においても、こうした海外の事例や課題を教訓として、より柔軟で効果的な官民連携の手法が模索されているところです。 本市におけるPPP/PFIの導入につきましても、決して「導入ありき」ではなく、「熊谷市PPP/PFI導入ガイドライン」に基づき、従来型手法と比較して財政支出の削減やサービス向上が確実に見込める場合に導入を選択することとしております。 今後も、応募要件の精査や情報発信の強化に努

		め、人口減少社会においても持続可能で、市民負担の軽減につながる最適な事業手法を選定してまいります。
P41 第3章 第3節12 跡地利用の推進方針	さくら運動公園の屋外プール跡地 8800 平方メートルは何年も臨時駐車場のまま通常はロープで立ち入り禁止の状態である。 運動公園であり、近くには民家もなく、体育館を建設するには絶好な場所だと思う。 籠原駅からも熊谷駅から 17 号バイパスからも関越自動車道からもアクセスの良い場所を何年も未利用地にしているのは何故か？何かにする予定あるのか？ 年に数回のイベントの駐車場は必要か？	熊谷さくら運動公園の屋外プール跡地につきましては、現在、臨時駐車場として管理・活用しております。 同公園内には野球場やテニス場など多くのスポーツ施設が集積しており、特に、複数の大会やイベントが重なる休日等には既存の駐車場だけでは不足が生じることが多々ありました。 そのため、周辺道路への違法駐車防止や、利用者の安全性・利便性を確保する観点から、当該地を臨時駐車場として活用することは不可欠であると認識しております。 なお、「体育館の建設」につきましては、現時点で同公園内への新たな体育館の建設計画はございませんが、将来的な土地利用のあり方につきましては、社会情勢や市民ニーズの変化を見極めながら、長期的な視点で検討してまいります。
P46～47 第4章 第3節 評価と改善	目標金額を年平均「約 157 億円→約 221 億円」に修正するのであれば、次を明記してください。 〇2030 年度以降、2029 年度の値を据え置くとする仮定の根拠 〇単価が想定以上に上振れした場合の見直し手順（いつ、何を、誰が判断するか） 〇目標の達成状況を「名目（その年の金額）」だけでなく、物価変動を踏まえた実質ベースでも併記すること。	将来費用の推計にあたりましては、長期にわたる物価や建築費等の変動を正確に予測することが極めて困難であることから、一定の時点（推計時点）の単価設定に基づき算出しており、2030 年度以降につきましても、直近の傾向が継続するものと仮定して設定しております。 また、「実質ベースでの併記」や「単価上振れ時の詳細な手順」につきましても、不確定要素が多いことから、あらかじめ固定的な基準を設けることは困難です。 そのため、原則として 5 年ごとの計画改定時に、その時点での最新の社会情勢や物価動向等を踏まえて検証を行い、必要に応じて見直しを図ってまいります。
P52 第5章 第2節3 市民文化施設	生涯活動センターの（仮称）がほとんどの場所で記載がなくなっており、一部箇所に残っております。 生涯活動センターという名称は、生涯学習と市民活動という別の概念が混ざった造語であり、元の言葉の意味が薄れてしまうと考	「生涯活動センター（仮称）」という名称につきましては、「生涯学習」の「生涯」と、「市民活動」や「コミュニティ活動」の「活動」とを組み合わせた造語として使用しております。 これは、従来の「学習」という枠にとらわれず、「生涯」にわたって、あらゆる分野の「活動」を行

	えておりますので、再考をお願いしたく存じます。	える場として、全ての世代の市民に親しまれる施設にしたいという意図を込めたものでありますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。 また、「(仮称)」の記載は、具体的に事業化が進んでおり、かつ正式名称が未定である施設に限り「(仮称)」を付記しております。 そのため、一部の箇所にのみ「(仮称)」が残っているのは、当該施設の事業進捗状況を反映したものであり、記載漏れ等ではございません。
P57 第6章 本計画の見直し等に当たっての留意事項・視点	現行の計画と比較して、「公共施設等の再編・再配置について」・「地域公共交通の再編・充実について」・「負担の公平性について」の説明文が削除されておりますが、削除となった理由をご教示ください。	今回の改定では、計画全体の構成を見直し、より実効性の高い計画とするため、総論部分（基本的な考え方）と各論部分（個別施設計画）の役割分担を明確化いたしました。 「公共施設等の再編・再配置」や「負担の公平性」に関する記述につきましては、「基本方針」や「施設類型の考え方」の中に統合・整理し、重複する記載を避けることで、計画全体をスリム化・分かりやすくいたしました。 また、「地域公共交通の再編・充実」につきましては、「熊谷市地域公共交通計画」等において、より専門的かつ詳細な検討が進められていることから、本計画においては、施設配置との連携という観点に留め、詳細な記述は割愛いたしました。 決してこれらの視点が不要になったわけではなく、関連計画との連携や個別施設計画の中において引き続き重要な要素として考慮してまいります。
P57 第6章 第1節 行政サービスの水準と民間施設の活用等について	改定案が掲げる「公共施設等の数量は削減しても市民サービス水準は落とさない（可能なら向上)」を実行するため、 〇移動時間（アクセス） 〇利用できる枠(開館日・予約の取りやすさ) 〇利用料 〇安全性（災害時含む) などのサービス水準指標を設定し、再編・統廃合・民間活用の前後で比較・公表してください。 また、民間施設活用を前提とする場合は、費用だけでなく利用格差（所得・移動手段の差）が出ないよう対策を明記してください。	施設再編時におけるサービス水準の維持や、民間活用時における公平性の確保は、本市においても重要な視点であると認識しております。 しかしながら、公共施設は多種多様であり、本計画において一律の指標を設定することは困難です。 そのため、再編・統廃合や民間活用を行う際には、施設の特性や地域の実情を踏まえ、個別の事業計画等の中で、アクセス性や利用条件等を十分に検証してまいります。 また、民間活力を導入する場合におきましても、公共性を損なうことなく、誰もが公平に利用できるよう、仕様書や協定等において必要な対策を講じてまいります。

P57 第6章 第2節 新規整備の許容と抑制について	建築物の新規整備について、既存施設の廃止・除却とセットで実施し、差引きで総量削減と機能向上を同時に達成する例外（どうしても増える場合）の条件・手続きを明文化することを、本文の方針として明確にしてください。	「新規整備と廃止・除却をセットとする厳格なルール」や「例外条件の明文化」につきましては、施設の用途、機能、立地条件、利用状況等が多岐にわたり、個別の事情が大きく異なるため、一律の基準として定めることは困難であると考えております。 個別の施設整備にあたりましては、既存施設の有効活用や長寿命化を優先しつつ、新規整備や更新が必要となる場合には、その必要性や効果、将来負担等を総合的に検証し、慎重に判断してまいります。
P57 第6章 第2節 新規整備の許容と抑制について	改定案では道路・上下水道等のインフラ保有量が今後も増加見込みとされています。人口減少下では1人当たり負担が増えるため、 〇新規整備の厳格な要件 〇抑制するための具体策（都市計画・立地適正化との連動、優先順位、開発との関係） 〇5年ごとの進捗指標（増えた延長・面積、将来の維持更新費の増分） を本文に追記してください。	インフラ施設の保有量増加に伴う将来負担の増加は、本市においても重要な課題であると認識しております。 第5章第3節では、インフラ施設の基本的な考え方として、「新規整備の抑制」や「既存ストックの有効活用」を掲げており、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の計画と連携し、コンパクトなまちづくりを推進することで、総量の適正化に努めてまいります。 なお、具体的な取組につきましては、各分野の計画（道路整備計画、下水道事業経営戦略等）において定め、持続可能なインフラ管理に努めてまいりますので、当該計画をご参照くださいますようお願いいたします。
P61 第5章 第1節 施設の分類と地域拠点施設の考え方	地域差（中心部・周辺部）への配慮が見えにくい。施設再編・配置について、地域ごとの人口構成・利用実態を踏まえた考え方を明示すべきである。	公共施設の再編・配置につきましては、市内全域を一律に扱うのではなく、各地域の特性や将来のまちづくりの方向性を踏まえて検討する必要があると認識しております。 本計画におきましては、立地適正化計画等の計画と整合を図りつつ、中心市街地においては都市機能の集約・高次化を図る一方で、周辺地域においては、地域コミュニティの拠点となる身近な施設の維持・確保に努めるなど、地域ごとの人口構成や利用実態に応じたきめ細やかな対応を進めてまいります。 具体的な施設の配置につきましては、今後改定を行う各分野の個別施設計画等において、持続可能な施設配置となるよう検討してまいります。
その他	人口減少時代のなかで、過去（人口増加・高度経済成長時代）に整備された公共施設の老朽化は顕在化し、現在の行政需要に対応で	人口減少社会において、未利用財産の売却や貸付による財源確保、民間活力の導入による地域経済の活性化が極めて重要であるとのご指摘は、本市とし

	きない公共施設が増加していくことが見込まれます。 　このようななかで ・目的を果たし役割を終えた普通財産で売却や貸付が可能な土地・建物 ・普通財産のうち売却や貸付が可能な遊休化している土地・建物 を全庁横断的に洗い出し、民間投資を誘発できるような戦略的活用による財源の創出、産業の振興を果敢に進めていくことが都市経営に有効であると考えます。 　このため、公共施設等を管理する部署の壁を取り払い、横断的な実施体制を創るとともにより柔軟な活用を進めていくため商工会議所、商工会をはじめ民間企業等からの活用案を募る制度の創設を検討いただきたい。	ても深く共感するところであり、公共施設マネジメントの最重要課題の一つと認識しております。 　役割を終えた市有財産のうち、公共的な活用が見込めない普通財産については、速やかに売却や貸付を進め、財源の確保に努めているところです。 　また、「民間提案制度」につきましても、これまでも個別の案件ごとにサウンディング型市場調査を実施してまいりましたが、今後はより柔軟な発想を取り入れるため、商工会議所や商工会をはじめ民間事業者の皆様が提案しやすい環境づくりを検討してまいります。 　引き続き、市や関連団体のホームページ等を通じた情報発信を行い、民間投資を呼び込めるよう戦略的な資産活用を進めてまいります。